六　国税徴収法の一部改正関係

税務行政執行共助条約等における徴収共助等に関する規定についての国内担保法の整備に伴い、滞納者につき財産がないとき、所在及び財産がともに不明なとき等に認められる滞納処分の停止について、所要の整備を行うこととした。（国税徴収法第一五三条関係）

七　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

税務行政執行共助条約等における徴収共助等に関する規定についての国内担保法を整備する観点から、次の措置を講ずることとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一一条～第一一条の三、第一三条及び附則第七二条～第七八条関係）

1　相手国等の租税の徴収の共助に関する規定の整備

㈠　租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から共助対象外国租税の徴収の共助又は保全の共助の要請があったときは、所轄国税局長等は、共助対象者が当該共助対象外国租税の額等について当該相手国等において争う機会を与えられていないと認められる場合などを除き、当該要請に係る共助の実施の決定（以下「共助実施決定」という。）をする。

㈡　所轄国税局長等は、共助実施決定をしたときは、共助対象外国租税を徴収し、又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をするものとする。

㈢　共助対象外国租税を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、共助対象外国租税、共助対象者及び共助実施決定並びに共助実施決定通知書については、租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法及び国税徴収法の規定を準用する。この場合において、共助対象外国租税の徴収については国税徴収法における国税の優先権に関する規定は準用しないこととし、また、共助対象外国租税の徴収手続が民事執行手続又は倒産手続と競合した場合には、当該共助対象外国租税に優先配当されないよう所要の措置を講ずる。

㈣　共助の要請があった相手国等から当該共助の中断事由が発生した旨の通知があった場合における当該共助の中断の決定及び当該決定の取消しに関する規定、共助の終了に関する規定並びに共助対象外国租税の額等は当該相手国等でのみ争訟の対象となる旨の規定等の整備を行う。

2　国税の徴収の共助に関する規定の整備

我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収の共助又は保全の共助の要請をした場合における当該共助対象国税に係る国税の徴収権の時効の中断等、当該要請をした共助対象国税を相手国等が徴収した場合における当該共助対象国税に係る徴収の時期及び当該要請をした共助対象国税についての充当に関する規定等の整備を行う。

3　送達の共助に関する規定の整備

㈠　税務署長は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から租税に関する文書の送達共助の要請があった場合には、国税通則法における書類の送達に関する規定に準じて送達する。

㈡　税務署長等は、国税に関する法律に基づいて税務署長等が発する書類の送達を受けるべき者の住所等が租税条約等の相手国等にある場合には、国税通則法の規定による書類の送達のほか、当該租税条約等の規定に従って、当該相手国等の権限ある当局に嘱託して送達を行うことができる。

4　罰則について、次の措置を講ずる。

㈠　共助対象外国租税の滞納処分に係る滞納処分免脱犯の創設

共助対象者又はその財産を占有する第三者が共助対象外国租税の滞納処分の執行を免れる目的でその財産の隠蔽等をしたときは、これらの者等は、二年以下の懲役若しくは一五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。また、これらの者の相手方となった者等は、一年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

㈡　共助対象外国租税の滞納処分のための財産調査に係る秩序犯の創設

共助対象外国租税の滞納処分のための財産調査における徴収職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をした者等又は当該財産調査における検査を拒み、又は当該検査に関し偽りの記載をした帳簿書類の提示等をした者等は、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する。

八　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係

国外財産調書の提出制度を次のとおり創設することとした。

1　国外財産調書の提出

居住者は、その年の一二月三一日においてその価額の合計額が五、〇〇〇万円を超える国外財産を有する場合には、当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」という。）を、翌年の三月一五日までに、所轄税務署長に提出しなければならない。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条関係）

2　過少申告加算税等の特例

国外財産に係る所得税又は相続税について修正申告等があった場合の過少申告加算税又は無申告加算税について、次の措置を講ずる。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条関係）

㈠　国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減

国外財産に係る所得税又は相続税について修正申告等があった場合において、提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載があるときは、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額から当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該修正申告等の基因となる国外財産に係るものに限る。㈡において同じ。）の一〇〇分の五に相当する金額を控除した金額とする。

㈡　国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重

国外財産に係る所得税について修正申告等があった場合において、国外財産調書の提出がないとき、又は提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないとき（記載が不十分と認められるときを含む。）は、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額に、当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の一〇〇分の五に相当する金額を加算した金額とする。

3　故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則規定を次のとおり設ける。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第一〇条関係）

㈠　国外財産調書に偽りの記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する。

㈡　正当な理由がなく国外財産調書を提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができることとする。

九　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係

1　東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に当該特定地方公共団体による完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債（地方公共団体が債務保証をしないものに限る。）については、振替社債等の利子等の課税の特例において非課税の対象とされる特定振替社債等に該当するものとすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条関係）